

懲戒処分等の公表

「避難行動要支援者名簿」における名簿提供に同意されていない方（不同意者）の個人情報が含まれた名簿を誤って関係者へ誤配付した事案について、個人情報の流出及び調査の結果虚偽報告が判明したことから、本市職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 懲戒処分について

処分年月日	令和8年6月30日
所属部署名及び補職名	危機管理部 課長補佐
処分内容	減給（10% 2月）
年齢及び性別	50代 男
処分理由	個人情報の流出及び虚偽報告（地方公務員法第29条第1項）

2 管理監督者への処分について

処分年月日	令和8年6月30日
所属部署名及び補職名	危機管理部 部長
処分内容	文書訓告
年齢及び性別	50代 男
処分理由	指導監督不適正

処分年月日	令和8年6月30日
所属部署名及び補職名	危機管理部 課長
処分内容	文書訓告
年齢及び性別	50代 男
処分理由	指導監督不適正